

諮問番号：諮問第9号（令和7年10月8日諮問）

答申番号：答申第9号（令和8年3月31日答申）

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和6年12月26日付けで提起した審査請求については、本件給付金に係る支給決定取消処分に係る部分については棄却し、本件給付金に係る既支給額の返還請求に係る部分については却下すべきである。

第2 事案の概要等

- 1 審査請求人は、浦添市長（以下「処分庁」という。）に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「本件給付金」という。）に関し、浦添市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則（平成20年規則第25号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、受給に係る事前相談を行った。
- 2 前項の事前相談時に審査請求人が提出した事前相談受付票について、「他制度給付金」欄において、「訓練延長給付を受けている」ことについて審査請求人はチェックをつけていない。他方で、職員が記入する「志望の動機・今後の計画等」欄において、「訓練延長給付をもらっているかも？」とのメモ書きが記されている。また、「高等職業訓練促進給付金」と題する文書においても、「訓練延長給付→×」とのメモ書きが記されている。
- 3 審査請求人は、令和5年8月24日付けで処分庁に対し、第7条第1項の規定に基づき、本件給付金の支給を申請した。
- 4 処分庁は、令和5年8月24日付けで本件給付金の支給申請書を受理し、規則第8条の規定に基づき、本件給付金の支給及び対象期間を令和5年8月24日から令和6年3月31日までとする決定（以下「本件支給決定」という。）を行い、令和5年9月21日付けで審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、下記内容が記載された「誓約書」の下記8.の項目にチェックをつけて署名し、令和5年9月26日付けで処分庁に対し提出した。
 8. 併給できない他制度給付金等（職業訓練受講給付金・雇用保険の訓練延長給付・教育訓練支援給付金）を受給していることが判明したときは、重複して支給を受けた月分の訓練促進給付金等を返還します。

- 6 審査請求人は、令和6年4月17日付けで処分庁に対し、規則第7条第1項の規定に基づき、法第31条第3号及び規則第1条に規定する高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）の支給を申請した。
- 7 処分庁は、修了支援給付金の支給決定に係る審査において、審査請求人に対して本件給付金と雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に規定する訓練延長給付（以下「訓練延長給付」という。）が併給されていることを認識し、令和6年11月12日付けで本件給付金に係る支給決定取消処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 8 処分庁は、本件処分にに基づき令和6年11月12日付けで本件給付金に係る既支給額の返還請求（以下「返還請求」という。）を行った。
- 9 令和6年12月26日、審査請求人は、審査庁に対し、本件審査請求を提起した。

第3 審査請求人の主張

本件給付金の支給を受けていたが、処分庁から担当部署における審査の確認を怠ったことが原因として、支給決定の取消しと返還決定を受けたが、その手続に不服がある。

第4 処分庁の主張の要旨

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を訴えている。

1 関係法令等の定め（本件審査請求に係る根拠法令等）

本件給付金について、法第31条第2号は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金と規定する。

また、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について（平成26年9月30日雇児福発0930第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知。以下「家庭福祉課長通知」という。）第2第1項第1号は、支給に係る留意事項として、「求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこと。」と規定する。

2 認定した事実

審査請求人の雇用保険受給資格者証より、令和4年7月18日から令和6

年3月8日まで訓練延長給付を、また、令和5年9月21日付け浦こ家第59号浦添市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書より、令和5年8月24日から令和6年3月31日まで本件給付金を受給した事実が認められる。

3 処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

家庭福祉課長通知第2第1項第1号に当てはめると、訓練延長給付及び本件給付金を併給していた令和5年8月から令和6年3月までの期間は、本件給付金の対象とならない。

4 処分の内容

以上の認定した事実及び本件の当てはめ等から、審査請求人に対して本件処分及び返還請求を行ったため、違法又は不当な点はない。

第5 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求のうち、本件処分に対する不服については棄却し、返還請求に対する不服については、不適法であることから却下するのが相当である。

2 理由

(1) 本件審査請求に係る法令等の規定について

ア 本件給付金について

本件給付金は、法第31条第2号の規定により、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するために支給されるものである。

なお、本件給付金については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び家庭福祉課長通知が发出されている。このうち家庭福祉課長通知第2第1項第1号では、支給に係る留意事項として、「求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこと。」とされている。

イ 訓練延長給付について

訓練延長給付は、雇用保険法第2条、第3条及び第10条の規定によ

り、政府が管掌する雇用保険のうち、失業等給付に当たる。同法第 24 条の規定により、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、当該公共職業訓練等を受ける期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて受給資格者に基本手当を支給するものである。

(2) 認定した事実について

本件給付金及び訓練延長給付の受給状況について、審査請求人は、令和 5 年 9 月 21 日付け浦添市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書により、令和 5 年 8 月 24 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間、本件給付金の支給決定を受けた。また、雇用保険受給資格者証より令和 4 年 7 月 18 日から令和 6 年 3 月 8 日までの期間、審査請求人が訓練延長給付を受給していることが確認できる。これらの資料より、審査請求人が、令和 5 年 8 月 24 日から令和 6 年 3 月 8 日までの期間にわたり、本件給付金と訓練延長給付を併給していることが分かる。

(3) 本件処分の適法性及び妥当性について

本件給付金と訓練延長給付の併給を禁止する支給要件については、法律上に特別の根拠がないものの、次に掲げる法律の趣旨目的から適法かつ妥当である。

法は、第 1 条の規定により、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とし、第 2 条の規定により、全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されることを基本理念としている。また、第 3 条の規定により、地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有している。これらの目的等を達成するための 1 つの手段として、法第 31 条第 2 号の規定により、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図り、その修業と生活との両立を支援するため本件給付金を支給できるとしている。

一方、雇用保険法は、第 1 条の規定により、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業や所定労働時間の短縮をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、

求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的としている。

上記のような各法の目的、内容等に照らすと、法の目的等は、本件給付金のみによって達成すべきと解するのではなく、同一目的の複数の制度によって総合的に達成すべきものということができる。そして、地方公共団体は、この目的等の達成に当たっては、地方自治法第2条第14項の規定により、最少の経費で最大の効果を挙げるよう要請されているといえる。

本件処分のような授益的な行政処分の取消しについては、「その効果を維持することによって生ずる不利益が、これを取り消すことによって生ずる不利益と比較して重大であり、その取消しを正当化するに足りる公益上の必要があると認められる（最高二小判令和3年6月4日最高裁判所民事判例集75巻7号2963頁）」ときにできると言うべきであるが、本件処分は、次の比較衡量において、適法かつ妥当である。

本件給付金の支給決定によって生じた効果を維持することの不利益を検討すると、受給要件がない状態で本件給付金の受給を容認し、本件給付金の支給決定によって生じた効果をそのまま維持することは、他の受給者との間に公平性を欠き、支給の適法性及び平等原則の確保による制度の安定的な運用を困難にするものである。また、本件給付金は、市費及び国の補助金を財源としているという側面からも、受給要件がない状態での本件給付金の支給決定を是正する必要がある。これらのことから、本件給付金の支給決定によって生じた効果を維持することの不利益は大きいといえよう。

一方、本件給付金の支給決定を取り消すことによって生ずる不利益を検討すると、本件処分によって支給決定が取り消された場合、審査請求人にとっては、既に支給された本件給付金を受ける権利が遡及して失われるため、その有効性を信頼し、既に費消していたにもかかわらず、相当額を返還することとなる。しかし、審査請求人は本件給付金の受給要件を満たしておらず、既に得た本件給付金以上に返還を求められているわけではなく、本件給付金の支給決定が取り消されたとしても審査請求人はその間訓練延長給付を受給していたので、法の趣旨や目的の達成が損なわれるわけではないことから、審査請求人の不利益は、本件給付金の支給決定によって生じた効果を維持することの不利益と比較して大きいとはいえない。

以上から、本件給付金の支給決定によって生じた効果を維持することによって生ずる不利益が、これを取り消すことによって生ずる不利益と比較して重大であり、その取消しを正当化するに足りる公益上の必要があると認められるため、本件処分は、その比較衡量において、適法かつ妥当である。

(4) 返還請求の適法性及び妥当性について

審査請求人は、返還請求の取消しも求めているが、行政不服審査法第2条における審査請求の対象となる行政庁の処分とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」とされている（最高一小判昭和39年10月29日最高裁判所民事判例集18巻8号1809頁）。

本件給付金の返還請求については、本件処分により本件給付金を受給する法律上の原因がなくなったことに伴う民法(明治29年法律第89号)第703条に規定する不当利得に基づく返還請求であり、行政庁の処分には当たらず、審査請求の対象とはならない。

第6 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求のうち、本件給付金に係る支給決定取消処分に対する不服については棄却し、本件給付金に係る返還請求に対する不服については、却下すべきとし、その理由を審理員意見書の要旨「2 理由」のとおりとしている。

第7 審査会の判断

1 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 関係法令等の規定について

- (1) 法第31条は、「都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(……)を支給することができる。」と規定し、同条第2号は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)」と規定する。

- (2) 雇用保険法第 24 条第 1 項は、「受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（……）を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間（……）内の失業している日について、所定給付日数（……）を超えてその者に基本手当を支給することができる。」と規定する。
- (3) 家庭福祉課長通知第 2 第 1 項第 1 号では、支給に係る留意事項として、「求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第 24 条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第 11 条の 2 に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこと。」と規定する。

3 審査会の判断の理由

(1) 本件給付金の併給制限について

まず、法第 31 条及び同条第 2 号によると、本件給付金の支給目的は、「養成機関において修業する期間中の生活の不安を解消し、円滑な資格取得を促進すること」であることが認められる。他方で、訓練延長給付の支給目的もまた、「公共職業訓練等を受ける受給資格者に対し、訓練期間中の生活の安定を図ること」にあり、両者は「訓練期間中の生活支援」という点でその趣旨を同じくするものであることが認められる。

つぎに、家庭福祉課長通知第 2 第 1 項第 1 号によれば、「……雇用保険法第 24 条に定める訓練延長給付……を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこと。」とされており、本件給付金と訓練延長給付の併給が認められないことは明らかである。

したがって、前記第 2 第 7 項のとおり、処分庁が本件給付金と訓練延長給付の併給を認識した時点において本件処分を行ったことに、特段不合理な点は認められない。

(2) 授益的行政処分の取消しにおける比較衡量について

ア 本件支給決定を事後的に職権により取り消すことについては、本来は認められていない本件給付金と訓練延長給付の併給状態が是正されることとなる一方で、他方では、本件処分がなされると、審査請求人にとっては、本件支給決定の有効性を信頼し、あるいは既に本件給付金を費消していたにもかかわらず、本件給付金相当額を返還させられる結果となる。たしかに、このことによる負担感は、審査請求人にとっては小さくないといわざるを得ない。しかしながら、上記のとおり本件給付金と訓練延長給付の併給は認められないのであるから、審査請求人は本件給付金を受給する法的地位を有しないのであり、また、審査請求人は既に利益を得たことに対応して金員の返還を求められ

ているにとどまり、新たな金員の抛出等を求められているわけでもないのである。

以上のように、本件処分は、審査請求人に給付金を支給するという授益的行政処分を事後的に取り消すものであり、一方では、本件支給決定の違法性を是正する結果をもたらすが、他方で同時に審査請求人の本件支給決定に対する信頼を害し、審査請求人に負担をもたらすものであるから、その取消しの是非については、「その効果を維持することによって生ずる不利益が、これを取り消すことによって生ずる不利益と比較して重大であり、その取消しを正当化するに足りる公益上の必要があると認められるか」(最高二小判令和3年6月4日最高裁判所民事判例集75巻7号2963頁)という観点から、その両不利益を比較衡量することにより検討すべきである。

イ まず、本件支給決定の効果を維持することにより生ずる不利益を検討する。本件支給決定の効果を維持した場合、支給要件を満たさない者に対する給付を継続することとなり、制度の公平性及び公費支出の適正確保を損なうこととなる。そしてまた、このような結果を許容することで、制度に対する市民の信頼を失い、同種事案の適正処理にも支障を及ぼすおそれが生じることにも繋がる懸念され、本件支給決定の効果を維持することにより生ずる不利益は極めて重大であるといえる。

ウ つぎに、本件支給決定の効果を取消すことによって生ずる不利益を検討する。本件支給決定が取り消されれば、審査請求人は、本件支給決定の適法性・有効性を信頼し、本件給付金を既に費消していたにもかかわらず、突然本件給付金相当額を返還させられることとなり、審査請求人の本件支給決定に対する信頼を害し、審査請求人に負担をかけるという結果を招くこととなる。このことが本件支給決定の効果を取消すことによって生ずる不利益である。

他方で、たしかに、本件給付金と訓練延長給付の併給という瑕疵が生じた主たる原因は、前記第2第2項のとおり、事前相談受付票に訓練延長給付に係る疑義や確認の連絡をもらう旨の記載があったにもかかわらずこれを漫然と見過ごし、本件支給決定前に併給の有無を再度確認するなどして疑義を解消することなく本件支給決定を行ったことにある。しかしながら、審査請求人は、職業訓練受講前の就職相談、及び、職業訓練開始時の失業認定日の変更処理を行う際に訓練延長給付についての説明を職業安定所より受けているのであるから、本件給付金の事前相談時及び支給申請時に自らが訓練延長給付を受けている

ことを認識していたと解するのが合理的である。更に、審査請求人は、前記第2第2項のとおり、事前相談時に本件給付金と訓練延長給付の併給禁止についての説明を受けていたことが推認され、また、前記第2第5項のとおり、自らがチェックを入れた誓約書8.の記載内容から本件給付金と訓練延長給付の併給禁止を既に知っていた又は少なくとも知り得た状況にありながら、支給申請書にその旨を記載しなかったのである。以上のことに鑑みれば、審査請求人もまた訓練延長給付を受けていることを意図的に秘匿する意思を有していたものといわざるを得ない。

したがって、本件給付金と訓練延長給付の併給という瑕疵が生じたのは、処分庁による本件支給決定にのみ原因があるのではなく、審査請求人の一連の行為にもまた原因があるのであるから、本件支給決定の効果を取り消すことによって生ずる審査請求人の本件支給決定に対する信頼を害し、審査請求人に負担をかけるという不利益は重大であるとまではいえない。

エ 以上のように両不利益を比較衡量した結果、本件支給決定の効果を維持することによって生ずる不利益が、これを取り消すことによって生ずる不利益と比較して重大であり、かつ、その取消しを正当化するに足りる公益上の必要があると認められるため、本件処分に違法・不当な点は認められない。

(3) 返還請求の適法性及び妥当性について

審査請求人は、返還請求についても、その取消しを求めている。しかしながら、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となるのは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為である。判例によれば、同法における処分とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」と解されている（最高一小判昭和39年10月29日最高裁判所民事判例集18巻8号1809頁）。

本件における既支給額の返還請求は、本件処分により法律上の原因を欠くに至った給付金について、民法第703条の不当利得として返還を求めらるるものであり、本件処分の効果として生ずる私法上の返還関係に基づく請求にすぎない。したがって、返還請求それ自体は、行政庁が公権力の行使として一方的に国民の権利義務を形成又は確定する行政処分には当たらず、審査請求の対象とはならない。よって、本件審査請求のうち、返還請求に係る部分については不適法であり、却下すべきである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、その一部については理由がないため棄却すべきであり、また、その余の部分については却下すべきであるため、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断し、答申する。

5 付言

本件処分は法的には違法又は不当な点は認められないが、他方で、処分庁の事務処理については以下の点について指摘せざるを得ない。

本件の事前相談受付票には、併給の可能性を示唆する具体的な記載が存在しており、処分庁がこの時点で適切な確認等を行っていたら、本件給付金の誤支給及びその後の返還請求という事態は未然にかつ容易に防げたものである。処分庁が漫然と審査を行い、一度給付を決定した後にそれを取り消すことは、市民の行政に対する信頼を著しく損なうものといわざるを得ない。処分庁においては、本件のような事態を再発させないよう、関係機関との連携強化や審査体制の厳格化を図り、適正な事務執行に努めることを強く要望する。

[参考]

1 審査会の処理経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年10月8日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
令和8年1月22日 (審査会第1回目)	諮問の審議 処分庁からの口頭による説明聴取
令和8年3月4日 (審査会第2回目)	諮問内容及び答申案の審議
令和8年3月27日 (審査会第3回目)	答申案の審議
令和8年3月31日	答申

2 浦添市行政不服審査会委員名簿

氏 名	役職・職名	備 考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	会長
仲里 豪	弁護士	会長職務代理者
田嶋 さち子	税理士	